つた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合であつて、原判決の判決書の謄本を添えることができないときは、原判決の判決書の抄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

（書面の添付等・法第四百六十一条の二等）

第二百八十八条　略式命令の請求書には、法第四百六十一条の二第一項に規定する手続をしたことを明らかにする書面又は電磁的記録を添えなければならない。

（書類等の提出）

第二百八十九条　検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物並びに電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

2　検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に提出するときは、その提出と同時に、合意内容書面等（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面等をいう。以下同じ。）を裁判所に提出しなければならない。

3　前項の規定により合意内容書面等を裁判所に提出する場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、併せて、同項の書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

4　第二項の規定により合意内容書面等を裁判所に提出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面又は電磁的記録をその裁判所に提出しなければならない。

5　検察官は、次条第二項の規定により送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に提出することができる。

（略式命令の時期等）

第二百九十条　［略］

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本又はファイルに記録された略式命令に係る電磁的記録に代えて当該個人特定事項の記載若しくは記録がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるもの（以下この条において「略式命令抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された略式命令抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　略式命令抄本等が書面である場合　記名押印すること。

二　略式命令抄本等が電磁的記録である場合　略式命令抄本等が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該略式命令抄本等の改変を防止するために必要な措置をとること。

4　裁判所は、略式命令に係る第三十四条の規定による送達又は第二項の規定による送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

（書面の添附・法第四百六十一条の二等）

第二百八十八条　略式命令の請求書には、法第四百六十一条の二第一項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添附しなければならない。

（書類等の差出）

第二百八十九条　検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

2　検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差出しと同時に、合意内容書面（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ。）を裁判所に差し出さなければならない。

3　前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならない。

4　第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

5　検察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

（略式命令の時期等）

第二百九十条　［同上］

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

4　裁判所は、略式命令又は略式命令の謄本に代わるものの謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。